									六 その他	
(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)					(一)	(二)
屋外に設けられた避難階段	特別避難階段		排煙設備等						その他の設備等	
開放性の確保の状況	階段室又は付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	物品の放置の状況	防煙壁の劣化及び損傷の状況	排煙口の維持保全の状況					非常用の進入口等の持保全の状況	非常用の照明装置の放置の状況
目視により確認する。	目視及び作動により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、開閉を確認する。					目視により確認する。	目視により確認する。
開放性が阻害されていること。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。					物品が放置され進入に支障があること。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

									六 その他	
(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)			(一)	(二)
	避雷設備	煙突							その他の設備等	
上部構造の可動の状況		建築物に設ける煙突又は作物で高さ六メートルを超える煙突								
目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。							
上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること。	避雷針又は避雷導線に腐食、破損又は破断があること。	煙突本体及び建築物との接合部に鉄筋露出若しくは腐食又は著しいさび、さび汁、ひび割れ、欠損等があること。	付帯金物に著しいさび、腐食、緊結不良等があること。							
上部構造の劣化及び損傷の状況	雷導線等の劣化及び損傷の状況	突又は作物で高さ六メートルを超える煙突の劣化及び損傷の状況	付帯金物の劣化及び損傷の状況							

									六 その他	
(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)					(一)	(二)
屋外に設けられた避難階段	特別避難階段		排煙設備等						その他の設備等	
開放性の確保の状況	階段室又は付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	物品の放置の状況	防煙壁の劣化及び損傷の状況	排煙口の維持保全の状況					非常用の進入口等の持保全の状況	非常用の照明装置の放置の状況
目視により確認する。	目視及び作動により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認するとともに、開閉を確認する。					目視により確認する。	目視により確認する。
開放性が阻害されていること。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	防煙壁に亀裂、破損、変形等があること。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。					物品が放置され進入に支障があること。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

									六 その他	
(三)	(四)	(五)							(一)	(二)
特殊な構造等									その他の設備等	
膜構造建築物の膜体取付部材等		免震構造建築物の免震層及び免震装置							非常用の進入口等	非常用の照明装置
膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	膜張力及びケーブル張力の状況	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）							排煙設備	
目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録があり、当該記録により確認する。								
膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	鋼材部分に著しいさび、腐食等があること。								

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百九十号

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十八年五月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三百五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「点検」の下に「（以下この項において「点検」という。）」を加え、「別表の㈠欄に掲げる項目に応じ、同表㈢欄に掲げる事項ごとに定める同表㈣欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表に欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。」を「次の各号に掲げる点検の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、次の各号を加える。

一　一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表㈢項に規定する建築設備検査員が行うべき点検　別表第一の㈠欄に掲げる項目に応じ、同表㈢欄に掲げる事項ごとに定める同表㈣欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表に欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

二　一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法施行規則第六条の六の表㈢項に規定する防火設備検査員が行うべき点検　別表第二の㈠欄に掲げる項目に応じ、同表㈢欄に掲げる事項ごとに定める同表㈣欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表㈤欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の表を加える。

別表第二

		㈠	㈡	㈢
		一　防火扉		
	㈠			
	㈡	防火扉	㈡点検項目	設置場所の周囲状況
	㈢		㈢点検事項	閉鎖の障害となる物品の放置の状況
	㈣		㈣点検方法	目視により確認する。
	㈤		㈤判定基準	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。